幸手市を健康長寿のまちへ

外出の機会が減り、体を動かしたり、人と関わったりすることが減っていませんか？

運動不足やコミュニケーション不足になると、身体機能や認知機能が低下することから、疲れやすくなり、日常生活を送ることが難しくなるフレイル（虚弱）という状態になる恐れがあります。フレイル予防は、生活を見直し、メリハリのある生活を送ることから始まります。

市では、認知症予防事業でそのお手伝いをしています。ぜひ、ご参加ください。

あたまの健康チェック

1対1の対面方式で、認知症予防のアドバイスを行います。

半年から1年に1回、簡単な聞き取りでの記憶力チェックを受け、今後の生活上の取り組みについて一緒に考えてみましょう。

と　き　午前9時30分～午後4時30分（1人あたり45分）

令和2年	9月29日（火）
	10月20日（火）
	11月　6日（金）
	12月15日（火）

令和3年	1月25日（月）
	2月22日（月）
	3月12日（金）

※予約時に時間枠をご案内します。

ところ　ウェルス幸手

対　象　市内在住の65歳以上の人

定　員　15人（申込み順）

申込み　介護福祉課窓口または電話にて（通年募集）

参加費　無料

※日程は変更となる場合があります。

脳の健康教室

簡単な「読み・書き」「計算」のプリント教材学習などを、仲間や教室サポーターと行うことで、楽しく「頭の体操」ができます。教室のない日も毎日10分程度でできる自宅トレーニング教材をお渡しします。「人前で発表」「むずかしい問題を解く」という学習方法ではありませんので、お気軽にご参加ください。

と　き　10月21日から令和3年2月10日までの毎週水曜日午前9時30分～11時30分

※10月21日（初回）は10時～11時に、参加者を対象に事前説明会を行います。

※1回の学習は1人あたり30分程度です。事前説明会にて、個人の開始時刻をお伝えします。

ところ　ウェルス幸手

対　象　市内在住の介護を必要としない65歳以上で、初めて参加する人

定　員　10人（申込み順）

申込み　9月30日（水）までに介護福祉課窓口へ

参加費　無料

問合せ　介護福祉課☎(42)8438・FAX(43)5600

住宅リフォーム費用の一部を補助

申請は着工前・着手前に!!

▼対象　全ての要件に該当する人

- 市内にある住宅に居住している
  ※共同住宅の場合は専有部分、店舗併用住宅は住宅部分のみ。
- 市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- 対象工事が市のほかの助成制度の補助を受けていない
- 対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼対象工事・設計

①設計・工事費が税抜き20万円以上で令和3年2月28日までに完了するもの

②市内施工業者・設計業者に発注したもの

◆**改築工事・増築工事**／修繕・模様替え

◆**設備工事**／台所、浴室、洗面所、暖房、給湯機、省エネルギー設備

◆**公共下水道への接続工事**／宅内の浄化槽を取りやめ、公共下水道へ接続する工事

▼補助額

工事および設計費（税抜）の10%相当額（千円未満切捨て）20万円を補助上限額とし、予算の範囲内で申込み順です。

※通常は5%相当額で、10万円が上限額。

▼申込み

9月15日（火）から見積書と印鑑、市税の完納証明書（税務課で発行）を持参の上、建築指導課窓口へ。

※9月15日（火）は第二庁舎1階第5会議室、16日（水）以降は建築指導課窓口へ。

※補助の決定前に着工・着手したものは対象外です。

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。

※住宅の耐震診断・耐震補強工事には別の補助制度があります。

問合せ　建築指導課☎(43)1111　内線572

令和元年度幸手市のごみ量

ごみ減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんのご協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ　分ければ資源」を合言葉に、引き続きみなさんのご協力をお願いします。

幸手市内全体のごみ排出量　※（　）前年度

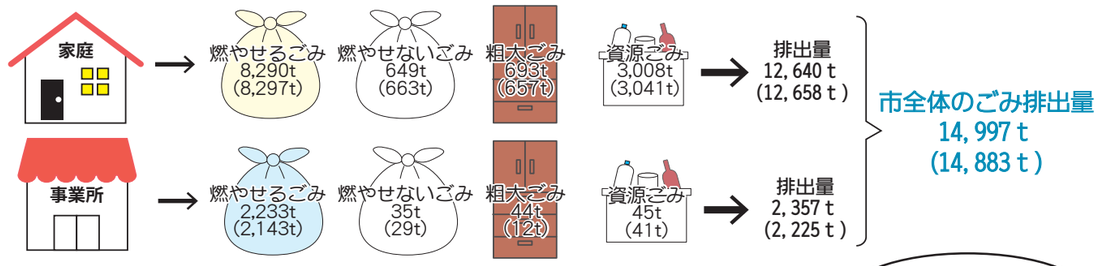

普通乗用車の重量が1tぐらいだよ！

どうやって処理するの？　※（　）前年度

燃やせるごみ

杉戸町環境センターで焼却処理します。

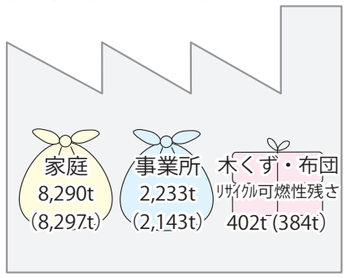

燃やせないごみ・粗大ごみ

破砕したあと、埋立処理をしています。
※一部のごみについては処理委託しています。

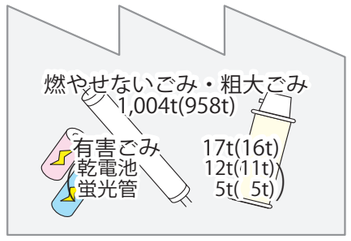

資源物・有機物

処理先へ売却します。

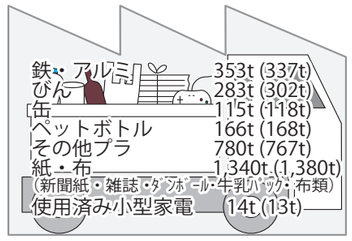

野外焼却はやめましょう

～野外焼却（野焼き）の禁止～

「ごみを燃やしていてにおいがする。」「煙で窓が開けられない。」「洗濯物がよごれた。」など、ごみの野外焼却に関する苦情が市役所に多く寄せられています。

紙くずを燃やしたり、庭木のせん定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけていませんか。

野外（庭や空き地、ドラム缶など）における廃棄物（ごみ）の焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するごみ（紙類や庭木のせん定くずも含む）であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になります。廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより生活環境を悪化させることになりますので、野外焼却は止めましょう。

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方（法人に対しては3億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

なお、つぎのような焼却は禁止されていませんが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意し、周辺環境に配慮するようお願いします。

- どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
- 稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

問合せ　環境課☎(48)0331・FAX(48)2226